

清算金について

換地処分に伴い、換地処分の公告の日における土地所有者及び借地権者に対し、清算金（徴収または交付）が発生いたします。土地の売買の際には、トラブルを防止するため、清算金の取り扱いについて、売主・買主、双方の売買契約書に「重要説明事項の特記事項」として明記してください。

従前地分筆による仮換地変更(分割)手続きについて

土地区画整理事業地内において、土地の売買、相続、贈与、共有物分割、またはその他の理由により仮換地の分割を必要とする場合は、従前の土地を分筆し、仮換地を変更(分割)することができます。

なお、土地の分筆手続きや調書修正等に伴う費用（土地所有者の負担）、お手続きに関しては、事前に市街地整備課に相談してください。

権利の変動はご連絡を！

土地の相続、売買などで所有権等の権利が移転された場合には、市街地整備課にご連絡くださるようお願いいたします。

建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等を行う場合は、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。

土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出について

第76条 西大袋地区内で建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等、宅地造成などを行う場合には、土地区画整理法の規定により、法第76条許可が必要です。（許可申請は、市街地整備課まで）

地区計画 西大袋地区内で建築物の建築や工作物（ブロック塀等）の建設等、宅地造成などを行う場合には、都市計画法の規定により、工事着手の30日前までに都市計画課に地区計画の届出が必要です。届出は、都市計画課（048-963-9221）まで

仮換地への電柱等の設置について

電気・電話等の供給のため東京電力・N T T等各企業者からの建柱計画に基づき電柱等の設置を進めています。電柱等の設置は、関係権利者の皆様に仮換地（民有地）への電柱等の設置をお願いしています。敷地内の電柱等の設置にご理解、ご協力をお願いします。

新たに西大袋地区に転入された方へ(自治会加入のお願い)

地域コミュニティの推進を図るため、自治会への加入をお願いします。
地域コミュニティについては、市民活動支援課まで（048-963-9153）



西大袋地区 区画整理情報 No.32

発行:令和6年5月

発行者:越谷市役所都市整備部市街地整備課
(市役所本庁舎 6階)

問い合わせ:048-963-9231(直通)



◎事業計画の変更について

西大袋土地区画整理事業は、平成9年に事業を開始してから本年で27年目を迎えました。この度、第5期都市再生整備計画の策定に併せ、換地処分後の清算金にかかわる事務を含めて、令和18年度まで事業期間を延長しました。皆様のご協力をいただきながら、一日も早い事業完成を目指してまいります。

主な変更内容は以下のとおりです。

1. 事業施行期間

変更前 令和11年(2029年)3月31日まで

変更後 令和19年(2037年)3月31日まで

※今後の事業について精査・検討を行い、令和13年度の換地処分を目標とする事業期間の見直し、さらに換地処分後の清算期間の5年間を含め、8年間延長しました。

2. 資金計画

変更前 総事業費 429億3,000万円

変更後 総事業費 479億8,280万円(50億5,280万円の増額)

※今後必要となる家屋移転や整備工事等の精査を行い、総事業費を増額変更しました。財源につきましては、国庫補助金、保留地処分金、市単独費を見込んでいます。

3. 事業計画変更の日

令和6年(2024年)3月27日告示

令和6年度の事業予算について

令和6年度の事業予算については、約25億円です。主な事業予算は次のとおりです。

○ 街路・下水道・盛土工事費等	5億 6,550 万円	○ 委託料	9,280 万円
○ 家屋・立木等移転補償料	8億 8,500 万円	○ 事務費等	1億 1,419 万円
○ 土地使用・盛土整地補償料	1億 3,500 万円	○ 公債費	6億 0,251 万円
○ 上水道工事費負担金等	1億 0,500 万円		

令和6年度街路築造工事箇所図



至大袋駅



越谷特別市民
ガーヤちゃん

至大砂橋



凡 例	
	過年度施工箇所
	令和6年度施工予定箇所
	使用収益開始済箇所